

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

2-116-01

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

埼玉県知事

殿



提出者

住 所 埼玉県富士見市針ヶ谷1丁目9番地9

氏 名 協和工業株式会社

代表取締役 西崎 哲章

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 049-254-2422

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	協和工業株式会社 埼玉事業所
事 業 場 の 所 在 地	埼玉県富士見市針ヶ谷1丁目9番地9
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

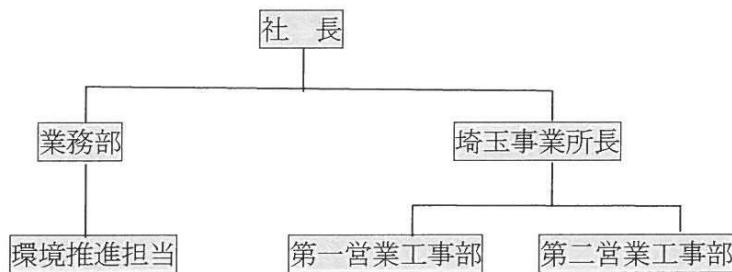
①事 業 の 種 類	総合工事業		
②事 業 の 規 模	年間売上 32億円		
③従 業 員 数	50名		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産 廃 工 程 産 廃 <p style="text-align: center;"> アスコン → 鉄製短管 → 運搬業者経由処分業者へ ↑ ↑ 道路掘削 → ガス管設置 → 埋め戻し → 舗装工事 ↓ ↓ P E 短管 → 運搬業者経由処分業者へ </p>		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 資材置場全域の整理整頓が不十分で、環境改善意識が不足
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PE短管再利用、掘削から推進工法採用、鉄管付属品取り外し有価物化を更に推進する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
①1m以上の短管を再融着し長くした管を再使用 ②金属くずは付属物を取り除き鉄のみ売却			
	【目標】別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
①廃プラ（余り短管）の再利用 ②金属くずは有価物となるよう分別を推進する ③金属端材、建築端材も廃棄せずに再利用を啓発する			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】 別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
①アスコンガラは、全てが処分会社から再利用業者に引き渡され業者側で土木材として再生している ②プラスチック、鉄材、建築廃材は、中間業者で振り分け再利用できるものは再利用している。			

(第5面)

②計画	【目標】 別紙通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
①アスコンガラは、処分業者から再生業者に引き渡され、適切な掘削範囲の削減に努める ②プラスチック、鉄材、建築廃材は、引き取り業者が再利用目的とした分別がしやすいように分別して排出する			
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画書（別紙）

(単位:t)

No.	種類	第2面 排出の抑制に関する事項		第3面 自ら行う産廃の再生利用に関する事項		第4、5面 処理の委託に関する事項（全処理委託量）	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画
1	廃プラスチック類	78.1	77.3	0.0	0.0	78.1	77.3
2	金属くず	321.2	318.0	0.0	0.0	321.2	318.0
3	建設混合廃棄物	8.1	8.0	0.0	0.0	8.1	8.0
4	紙くず、木くず	74.8	74.0	0.0	0.0	74.8	74.0
5	ガラス・陶器くず	36.0	35.6	0.0	0.0	36.0	35.6
6	コンクリート・アスコンがら	8,989.3	8,899.4	0.0	0.0	8,989.3	8,899.4
7	汚泥	6.3	6.2	0.0	0.0	6.3	6.2
8	水銀使用製品産業廃棄物	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
合 計		9,513.8	9,418.7	0.0	0.0	9,513.8	9,418.7

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。